

特定非営利活動法人 共同保存図書館・多摩
2024年度通常総会記念講演

公共図書館の未来と国立国会図書館の役割
ーデジタル時代の相互連携に向けてー

2024年5月18日（土）

田中 久徳

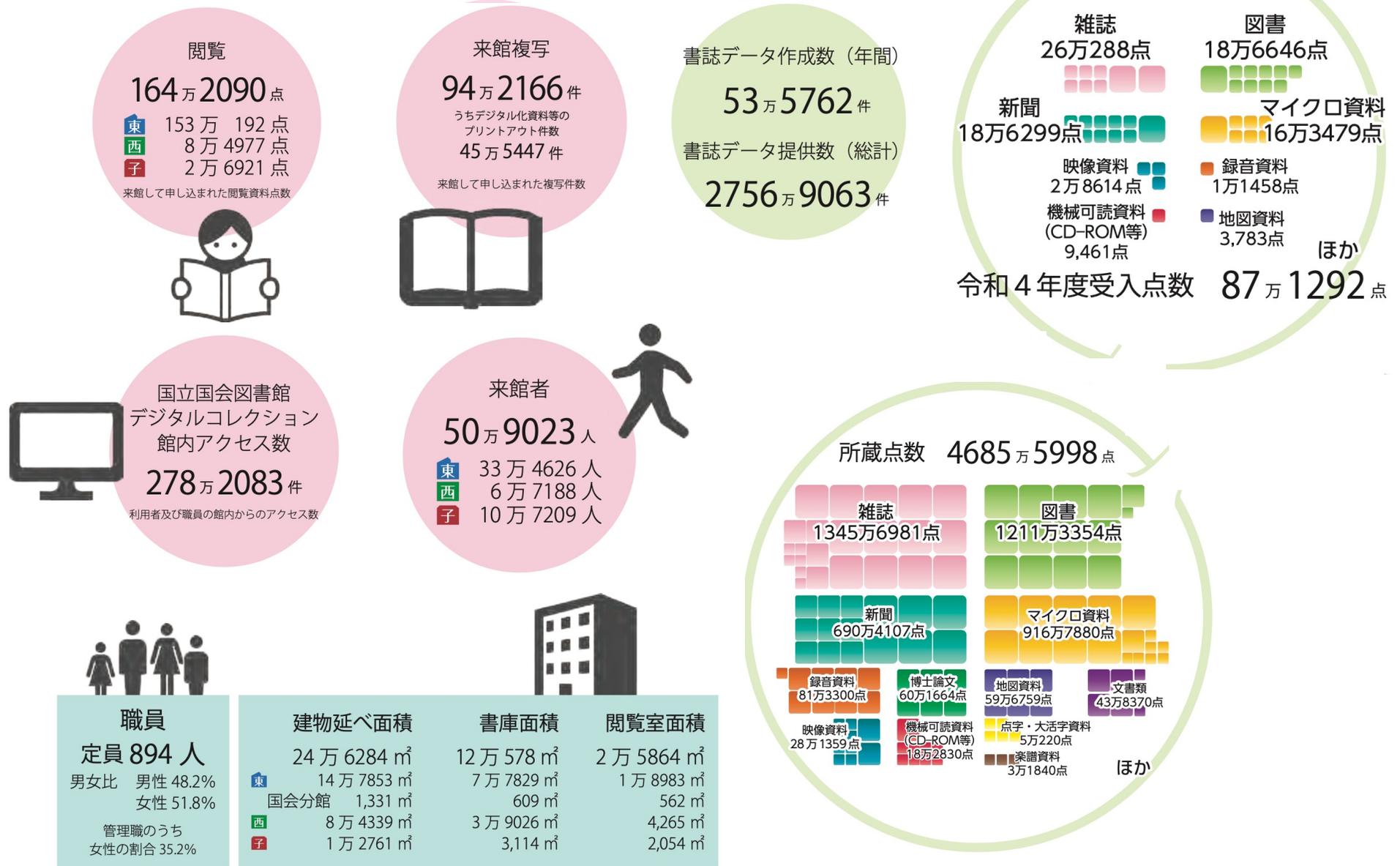
本日の内容

1. 国立国会図書館の全国サービスの歴史
2. 電子図書館サービスの現状
3. 公共図書館との相互連携の期待

(参考) 国立国会図書館の概要

- 日本の国立図書館であるとともに立法府の機関として、議会図書館及び立法調査機関を兼ねる。
- 「国立国会図書館法」（1948年）を設置法（根拠法）とする。同法には法定納本制度が規定されている。
- 衆・参両院の議院運営委員会（図書館運営小委員会）を監督機関とする。
- 戦後（1948年）の設立であるが、1872年「書籍館」以来の旧帝国図書館、衆議院・貴族院図書館の蔵書を継承している。
- 行政各部門と裁判所に支部図書館が設置され、中央館と連携して図書館サービスを実施し、同時に納本制度の窓口としても機能している。
- 累増する資料を収蔵するため施設拡張が不可避。東京本館（1961年）と新館（1986年）、京都府精華町の関西館（2002年）と第二期書庫棟（2020年）、15～20年間隔で大規模な施設工事を行なっている。
- 支部上野図書館は、東京都への移管予定を変更して、2000年に国際子ども図書館として開館した。2015年には新館（アーチ棟）を増設。

(参考) 数字で見る国立国会図書館 (2022年度統計)



(出典：令和4年度国立国会図書館年報「令和4年度の主要な活動」から抜粋引用)

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_13046264_po_nen_r4.pdf?contentNo=1

1. 国立国会図書館の全国サービスの歴史
2. 電子図書館サービスの現状
3. 公共図書館との相互連携の期待

国立国会図書館設立の経緯（概略）

- ① 1947年5月、「国会法」と同時に「国会図書館法」が制定される。その時点では、文部省の下にあった帝国図書館（1947年12月に「国立図書館」に改称）を併合する構想はなかった。（米国議会図書館は、新図書館の機能を考える参考とはされていた。）
- ② 第1回国会（1947年5月）が開会し、両院に図書館運営委員会が設置され、新図書館の検討が始まり、両院議長が専門家招聘をGHQに要請する。同年12月14日に米国議会図書館副館長クラップ氏と米国図書館協会東洋部委員長ブラウン氏が来日、翌1948年1月6日まで両院委員会と13回の協議を行い、逐次的に「覚書」を提出、これに基づき新たな法律が起草され、両院での修正を経て、1948年2月9日に「国立国会図書館法」が成立する。

- 平和国家実現の最優先課題である国会機能の強化のため、新図書館には完全な国立図書館機能（出版物の網羅）に立脚したサービスが求められた。
- 戦前の日本は、近代的納本制度に基づく国立図書館機能が不完全であった。帝国図書館は出版検閲本の交付を受けて蔵書としたが、**図書館活動の基盤となる全国書誌作成や総合目録の整備は行われていなかった。**
- 当時の状況は、複数の国立図書館を整備する国力（財政的余裕）はなく、優先度の高い国会図書館が国立図書館機能を兼ねる選択肢が現実的であった。

国立図書館の基本的役割

(ユネスコの定義)

法律又は他の規則により、当該国において発行されたすべての重要な出版物を取得し及び保存し並びに「納本」図書館としての機能を果たす責任を有する図書館。また、この種の図書館は、通常、全国出版物目録を作成し、外国の文献（自国に関する図書を含む。）の大量の代表的コレクションを収蔵し及びこれを常時整備し、全国文献情報センターとしての業務を行ない、総合目録を編集し、並びに、過去に遡及して全国出版物目録を刊行する機能を有する。

「図書館統計の国際的な標準化に関する勧告」1970年11月13日ユネスコ総会採択

- ① 法定納本制度（網羅性、恒久保存）⇒「国の蔵書」を構築
- ② 出版物の全国書誌作成、総合目録などの図書館活動の基盤構築
- ③ 収蔵コレクションの全国民への提供義務（直接or 図書館経由）

☆ 国立図書館は、その国の図書館活動を支える基盤構築の役割を負う

(国立国会図書館の場合)

- ① 国内発行出版物の納入規定（館法第24条～第25条の4）

国・自治体	複数部数	公用・外国出版物との国際交換	無償
民間	1部	文化財の蓄積・利用	代償金交付

- ② 全国書誌の作成・提供（館法第7条）
- ③ 日本の図書館資料資源の総合目録等の作成（館法第21条1項4号）

『日帝国図書館の和雑誌収集をめぐる』 参考書誌研究 (36) p.1-21, 1989.08

参考書誌研究第36号(1989・8)

旧帝国図書館の和雑誌収集をめぐる

—「雑誌」メディアと納本制度—

田中久徳

はじめに

- 1 戦前期の和雑誌収集方法の分析
- 2 戦前期の出版警察法制・納本制度の概略
- 3 新聞・雑誌の納本・交付をめぐる諸問題
- 4 収集雑誌の分野別特色
- 5 「雑誌」メディアと納本制度

むすびに代えて—今後の課題

はじめに

戦前の納本制度は、主たる目的が国家権力による言論・思想の統制におかれており、現行の国立国会図書館法による納本制度とは、その基本理念は全く異なるものであった。とはいえ、出版法・新聞紙法といった出版警察法規に基づき、内務省警保局に2部納本された資料のうちの1部が旧帝国図書館⁽¹⁾に交付され(内交)、⁽²⁾これにより明治8年以来、国内発行の新刊出版物の網羅的収集がなされてきたとされる⁽³⁾。

ところが、新聞・雑誌など逐次刊行物の場合、内務省に納本された資料がすべて帝国図書館に交付されたわけではなかった。詳細は後述するが、むしろ内務省から交付を受けた資料の方が少数派に属し、帝国図書館側では、自館に必要な新聞・雑誌資料の大半を寄贈や購入によって収集していた。内務省に納本された新

聞・雑誌資料は、帝国図書館によって網羅的に保存されてはいなかったのである。

この事実は、明治以降の日本の納本制度を論ずる上で極めて重大な問題と思われるが、不思議なことにも、これまで正面から考察されることはなかった⁽⁴⁾。国立国会図書館の蔵書の中で、戦前期の新聞・雑誌類の所蔵が同時代の図書に比べて手薄である点は改めて指摘するまでもないであろうが、その理由が納本制度に基づく網羅的収集がなされなかったためである、との明確な理解は十分に認識されていない。従って、明治以降の国内刊行資料の網羅的収集を掲げる当館の収集方針の中でも、この問題が特に強調されることはなかった⁽⁵⁾。

本稿では、特に雑誌資料を中心として⁽⁶⁾、以下の諸点について論究を進めることにしたい。

まず、戦前期に刊行された新聞・雑誌類のうち帝国図書館が収集しえたものはどの程度なのか。また、網羅的収集では

図2 「昭和14年雑誌年鑑」掲載雑誌の国会図書館所蔵状況

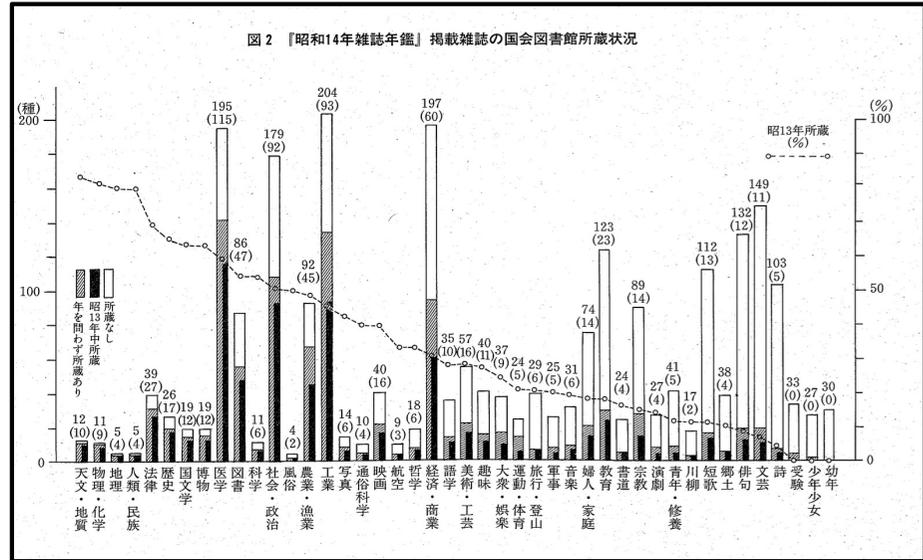
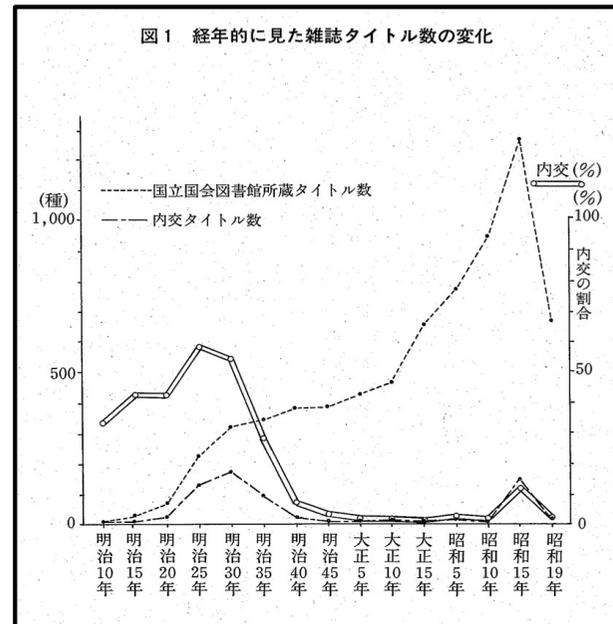


図1 経年的に見た雑誌タイトル数の変化



国立国会図書館法 第21条

第二十一条 (一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕)

国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を經由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

三 (略)

四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

「全国サービス」展開への道のり ①

- 国立国会図書館の業務・サービス改革は、現在の電子送信サービスに至るまで、「いかに全国サービスを実現するか」をテーマとしている点で一貫性がある。（もう一つのテーマは、「書庫施設の拡張」であるがこれは省略する。）

① 開館（赤坂）から永田町庁舎の完成まで（1948～1961）

- ・ 「ダウンス勧告」（1948）
- ・ 支部図書館制度の発足、中井ビジョン（全国総合目録25年計画）
- ・ 『納本月報』⇒『国内出版物目録』（1948～1955）
- ・ 『全日本出版物総目録』（1951～）収録範囲の縮小、未納本分調査の打切
- ・ 中井正一副館長死去（1952）
- ・ 春秋会事件（1958）、金森館長退任（1959）
- ・ 岡部史郎副館長（1959）機構改革（支部図書館部廃止）
- ・ 東京本館第1期工事の完成（1961）

- 開館から13年を経て、国会議事堂の隣に新庁舎（東京本館）が竣工し、蔵書を1箇所を集約する。来館利用に集中し、「総合目録」等の全国サービスを展開する「手段」を欠いていたため、「永田町立図書館」と揶揄された。また、1部しかない納本資料で利用と保存とを両立させなければならず、「保存図書館」としても脆弱だった。

事例 1 「書誌情報の提供」

国内刊行物総目録の刊行

- 1948年10月『納本月報』創刊（当初は、納本者に納入の代償として送付）
- 1948年版から1960年版まで、関係機関の協力で未収集の出版物を掲載した年刊版を編さんしていたが、3年の遅れが出ていたため、1961年版から**未収集出版物の情報の調査・掲載を中止**、納入された出版物のみを掲載した。

印刷カードの作成・頒布事業

- 1949年8月から印刷カードの頒布を開始、1952年日本図書館協会も選定図書に印刷カードを添付して頒布を開始した。
- 新刊書が出版されてから印刷カードが届くまで1953年で約1ヶ月半、1979年で11～15週、**利用館が新刊書を提供する時に間に合わない問題**があった。

JAPAN/MARCの作成・頒布

- 1981年JAPAN/MARC頒布開始、日販1979年、TRC1982年、大阪屋1983年
- 新刊書データ搭載までの**タイムラグ**、民間MARCに比べアクセスポイントが少ない、選書リストの提供、購入図書のデータ抽出サービスがない等の理由で、普及が進まなかった。
- 1988年J-BISCの頒布を開始、経費が安価で相互貸借事業にも活用できるため普及し、1992年には導入館が900館に達した。

事例2 「総合目録」

行政・司法支部図書館総合目録（館法第17条第2号）

- 1949年1月から目録カードと冊子体目録の収集開始、カードの切り貼りによる編さんで『官庁刊行物総合目録』（1852-1960）、『支部図書館総合目録』（昭和17-33年度版）、『定期刊行物総合目録 昭和25年4月現在』を刊行したが、1959年、支部図書館部の改組により編さん停止。

新収洋書総合目録

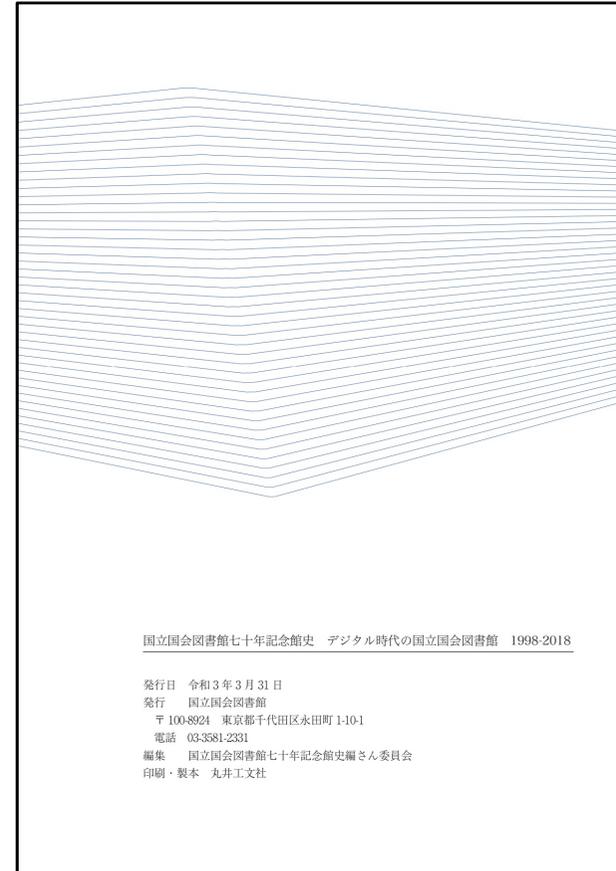
- 1952年文部省と「学術文献総合目録作成に関する覚書」を締結。1958年から全国50館と『新収洋書総合目録』の刊行開始。NACSIS-CATの進展で、「1984-1987年版」（1990年刊）をもって終刊。

逐次刊行物総合目録

- 大学等での学術雑誌の所蔵は、覚書に基づき、文部省が『学術雑誌総合目録』を編さん刊行（1953年～2000年）
- 公共図書館については、日本図書館協会公共図書館部会が『全国公共図書館逐次刊行物総合目録』（1963-1968年）を編さん、国立国会図書館は刊行のみ引き受けたが、追補は刊行されなかった。

（『国立国会図書館七十年記念館史』 p.37-38）

『国立国会図書館七十年記念館史』 ～デジタル時代の国立国会図書館 1998-2018～



PDF版がダウンロード利用できます。
<https://www.ndl.go.jp/jp/publication/history/index.html>

「全国サービス」展開への道のり ②

② 新館の完成まで（1962～1986）

- 業務改善調査会（1962～1964）
- 業務機械化調査会設置（1965）⇒ 電子計算機室（1970）
- 東京本館第2期工事竣工、全面開館（1968）
- 将来計画調査会（1974～1979）別館建設基本計画（1975）

- 文献複写需要（特に雑誌論文コピー）の急増に対応する機構再編（逐次刊行物部の設置、雑誌出納業務の外注化、複写受付窓口の増設）
- 非来館利用の強化（一元的窓口の設置による対図書館サービス改革）
『図書館協力ハンドブック』の刊行、『図書館協力通信』創刊
- 資料保存対策（酸性紙問題）への戦略的取組（資料保存対策室設置、IFLA-PAC）
- 書誌作成、受入、貸出等の「機械化」推進（来館利用者管理システムは失敗）

③ 関西館の開館まで（1987～2002）

- 関西プロジェクト調査会答申（1987）
- 第二国立国会図書館（仮称）設立計画本部設置（1987）
- 第一次基本構想（1988）第二次基本構想（1991）
- 関西館準備室設置（1996）
- 国立国会図書館電子図書館構想策定（1998）
- 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業開始（1998）

「全国サービス」展開への道のり ③

④ 関西館開館と電子図書館サービスの本格稼働（2002～）

- 東西で共通業務を行うための業務基盤システムの構築と業務体制の再編（大型電算機時代の終了、個別システムの統合・標準化、資料の個体管理等）
- 非来館サービス（郵送複写、図書館協力貸出）の関西館集約
- 図書館協力事業の本格展開（図書館調査研究レポート、カレントアウェアネスサービス、研修サービス、都道府県立図書館総合目録ネットワーク事業、レファレンス共同データベース、視覚障害者サービスなど）
- 電子図書館サービスの実施（近代デジタルライブラリー、WARPなど）

- 関西館開館により、懸案であった全国サービスの基盤（非来館サービス及び図書館協力事業）が、体制面（文献提供課、図書館協力課の配置）としては完成する。ただ、開館時には、学術文献提供は電子ジャーナルに移行しつつあった。電子図書館事業も関西館の業務としてスタートするが、長尾館長の主導で2011年に東京本館に電子情報部が設置されたことで、関西館集中ではなく二元化する。最終的に国立国会図書館の全国サービスの正嫡の座は、インターネット経由の電子サービスが占めることになる。
- なお、関西館の設置目的としては、複本による貸出コレクションの構築、将来にわたる大規模収蔵施設（第三期工事分まで拡張用地を確保）、外国雑誌やアジア資料の文献供給、災害対応のバックアップ拠点、京阪奈学研都市の情報拠点等がある。

ここまでのまとめ（感想）

「アメリカの議会図書館（Library of Congress）は、一言でいえば、その実践的發展を通して、National Libraryを実現し得ているということができよう。そして、その実践の内容は、権限ではなくて、主として技術に、裏づけられた機能にあると認められる。この点において同図書館に学ぶべき点は多い。」

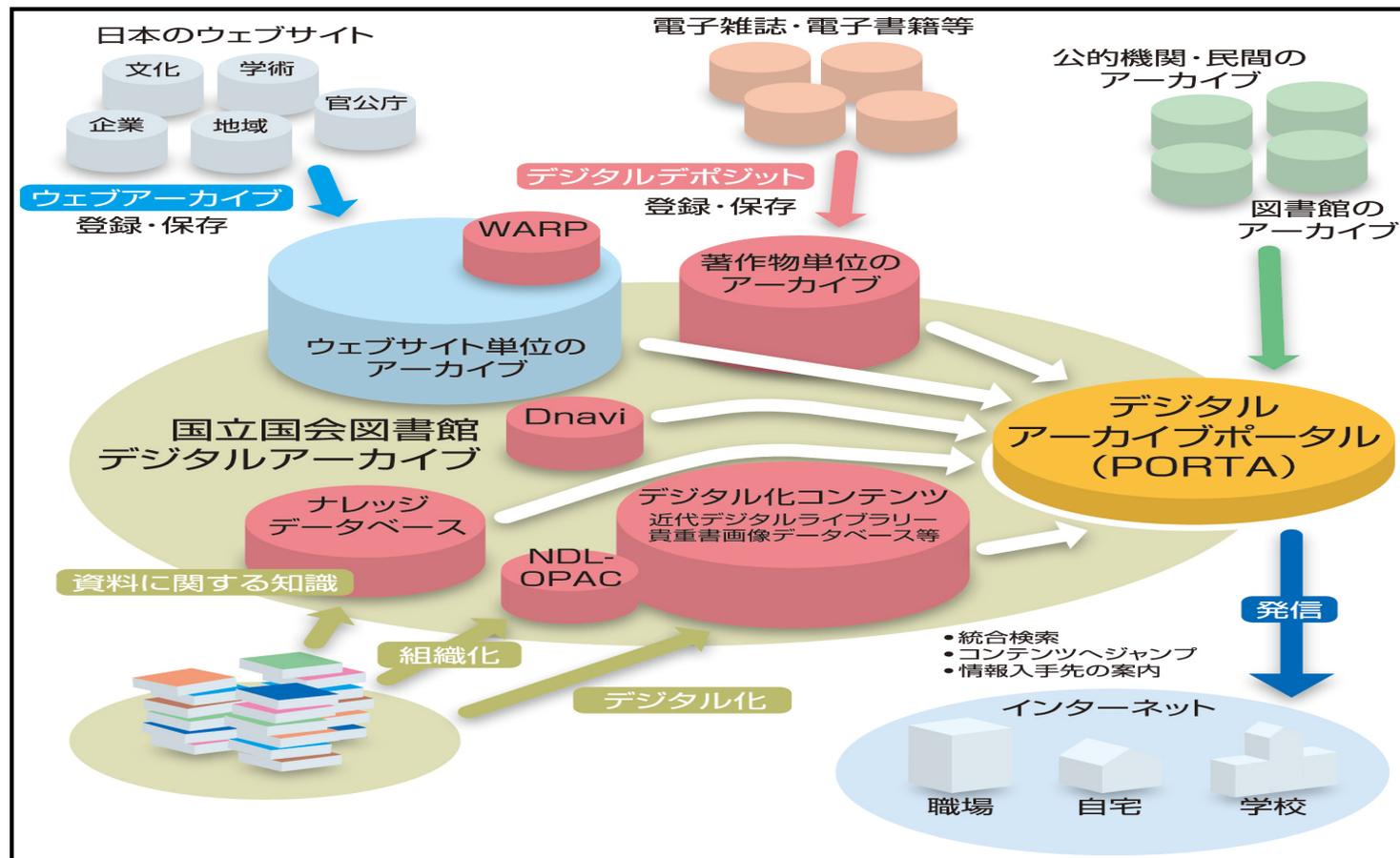
岡部史郎「国立国会図書館の發展の方向」びぶろす 10巻7号p.3-5（1959）

- 国立図書館（機能）が立法府に（のみ）置かれたことの評価は、第三者的に検証されるべきテーマかもしれない。私個人としては、行政と距離を保ち、「縦割り」の弊害をある程度回避できたことから、プラス面が多かったと考えている。
- モデルとされた米国議会図書館に比べて、法定された任務を遂行するだけのリソースが全く足りない場合、責任ある経営はどのようなものだろうか。中井正一氏、岡部史郎氏の戦略と書き残した文章は興味深いものがある。
- 「理念と現実」を場面で使い分ける対処法が組織の習性になっていたと感じる。また、目の前の現実に対する解決策を「技術的進歩」に求める発想は、草創期から存在した。この間、情報技術が目覚ましく発達したことが、技術的解決策への依存を高めたが、電子情報とインターネットの發展は、国立図書館にとって、より大きな課題をもたらすことになった。

1. 国立国会図書館の全国サービスの歴史
2. 電子図書館サービスの現状
3. 公共図書館との相互連携の期待

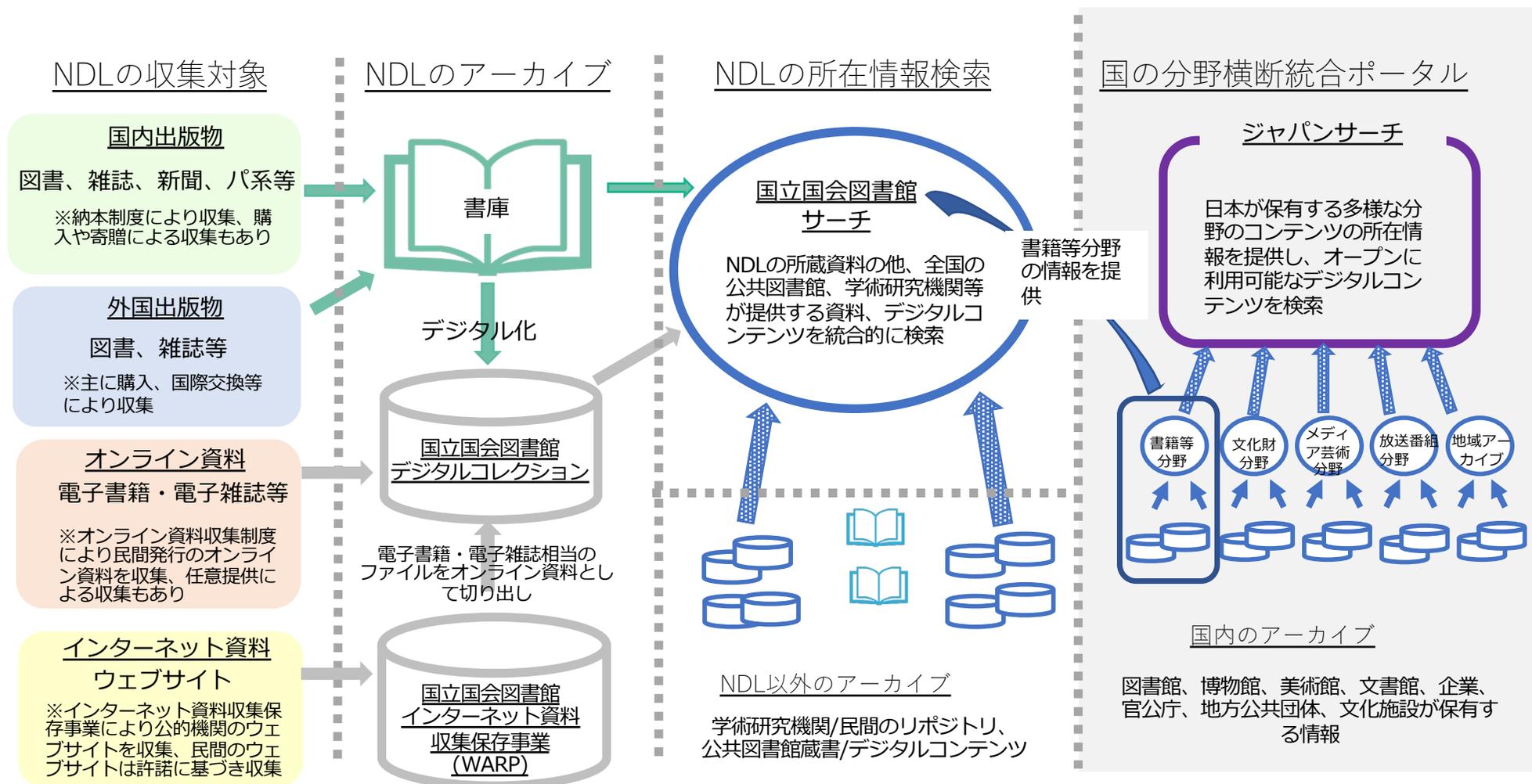
国立国会図書館の「電子図書館構想」の全体像

- インターネットの急速な普及により、1990年代後半から、来館せずに（非来館型）利用者が自宅で資料利用が可能な「電子図書館サービス」が現実的となる。
- 1998年に「国立国会図書館電子図書館構想」を策定、関西館構想の中で電子図書館の実現をめざした。2004年の「電子図書館中期計画」では、主要3事業（①紙媒体資料からのデジタル化、②サイト単位・コンテンツ単位の電子情報の収集、③類縁機関のデジタルコンテンツを合わせた統合ポータルサイトの構築）の原型が示されている。



(出典) 「国立国会図書館電子図書館中期計画2004」から引用。事業名称等はその時点のものなので注意。

(参考) 現在のNDLのサービスイメージ (全体像)



(出典：令和2年度第3回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会配布資料参考資料3令和2年11月16日から引用、一部改変) https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/r2_3_syoiinkai_siryoo.pdf

国立国会図書館の資料デジタル化の展開 ①

2002年 関西館開館「電子図書館サービス」の開始

- 古典籍（貴重書画像DB）と明治期資料（近代デジタルライブラリー）からスタート
- 著作権消滅資料（権利者不明著作物は文化庁長官裁定）をデジタル複製、送信提供
- 当初のデジタル化は、保存用マイクロ写真のネガフィルムを活用した。

2009年 大規模デジタル化事業の実施

- グーグルブックサーチ問題（北米の大規模図書館の大量複製訴訟が世界中に波及）を契機として、リーマンショック後の緊急経済対策として、127億円の補正予算計上。
- 著作権法改正により、国立国会図書館では資料保存を目的とする利用のためのデジタル複製の権利制限が認められる。（著作権法第31条2項）
- 1968年受入までに受け入れた和図書約66万点のデジタル化が終了

2012年 図書館送信サービス実施の法改正

- 著作権法改正により、絶版入手困難資料について、国立国会図書館から公共・大学図書館への施設内公衆送信について権利制限が認められる。（著作権法第31条3項）
- 関係者協議会での合意を経て、2014年1月サービス開始。（国内参加館は、約1400）

2018年 図書館送信サービス対象館の海外図書館への拡大

- 著作権法改正により、絶版入手困難資料の図書館施設内送信について、外国の図書館等へ適用範囲を拡大。（著作権法第31条3項再改正、外国の図書館等8館）

国立国会図書館の資料デジタル化の展開 ②

2019年 検索用テキストデータの作成と提供

- 著作権法改正により、画像データからの検索用テキストデータ作成とこれによる検索サービスの提供が可能となる。（著作権法題47条の5新設）新規にOCR処理プログラムの開発を行い、2021年1月から次世代デジタルライブラリーで試験提供開始

2020年 コロナ禍を契機とするデジタル化の加速

- コロナによる図書館休止を契機として、デジタル化促進の機運が高まる。与党政調主導で、2000年までの出版物のデジタル化達成を目標に補正予算が認められる。（2020年度～2023年度まで関連経費を含めて約215億円計上、現在1987年まで終了、継続中）
- 著作権法改正により、絶版入手困難資料については、登録利用者の送信と複写利用を可能とする権利制限規定を新設（著作権法第31条4項、5項 2022年5月施行）

2022年 個人送信サービスの開始

- 登録利用者に対する個人向けデジタル送信サービス開始（5月）国立国会図書館デジタルコレクションのリニューアル（画像検索、シングルサインオン、印刷機能等追加）、OCRテキストデータによる全文検索サービスの提供開始（12月）

2023年 障害者への全文テキストデータの提供開始

- 「国立国会図書館障害者用資料検索（みなサーチ）」による全文テキストデータ（未校正、市場流通確認を経たもの）送信サービス（登録利用者及びデータ送信承認館が対象）を開始（3月）、2024年1月に正式公開

国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービス



国立国会図書館デジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なもの

約179万点



従来、公共図書館や大学図書館等で利用可能

国立国会図書館

著作権保護期間満了・許諾等によりインターネット公開

約62万点

以前から利用可能

令和3年著作権法改正により個人への送信も可能に【令和4年5月19日開始】



※数値は令和4年5月時点

(出典：国立国会図書館令和4年5月19日報道発表資料より引用)

https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2022/_icsFiles/afieldfile/2022/05/16/pr220519_01.pdf

デジタル化資料の提供状況（2024年3月現在）

資料種別	デジタル化資料提供数（概数）			
	インターネット公開	図書館・個人送信	館内限定	合計
図書	37万点	80万点	69万点	186万点
雑誌	2万点	82万点	54万点	137万点
古典籍	8万点	2万点	0.3万点	10万点
博士論文	1万点	14万点	3万点	18万点
官報	2万点	—	—	2万点
新聞（試行）	—	—	11万点	11万点
憲政資料	1万点	—	0.2万点	2万点
録音・映像	—	—	1万点	1万点
地図	—	—	0.2万点	0.2万点
占領関係	10万点	—	1万点	11万点
プランゲ文庫	—	2万点	3万点	5万点
歴史的音源	0.6万点	—	4万点	5万点
日系移民関係	—	—	1万点	1万点
他機関作成	0.4万点	0.1万点	0.2万点	0.7万点
合計	62万点 (15.8%)	179万点 (45.8%)	149万点 (38.2%)	390万点

（出典：国立国会図書館HP「資料デジタル化について」掲載表をその後のニュース資料の数値を加えて修正。）

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/index.html>

電子出版物の制度収集の経緯 ①

1997年1月 「納本制度調査会」（館長の諮問機関、出版関係団体等の利害関係者と法律家、学者等の有識者で構成）を設置し、電子媒体出版物の納本制度のあり方について検討開始。（1999年11月答申）

2000年10月 調査会答申を受けて、館法を改正し、CD-ROM等の「パッケージ系電子出版物」（有体物）の制度収集を開始。（図の黄色の範囲）

☆インターネット情報や放送番組などの無体物は、「ネットワーク系電子出版物」と定義され、制度収集の可否について「納本制度審議会」（納本制度調査会の後継組織）で検討を継続。

2010年4月 「ネットワーク系電子出版物」のうち、国・自治体などが発行するものについて制度収集を開始。（館法25条の3改正）2002年11月から制度収集開始までの間、許諾ベースで実施していた「インターネット資源選択的蓄積事業（WARP）」は制度収集に移行し、「インターネット資料収集保存事業（WARP）」と改称した。（図の青色の範囲）

☆民間発行のものについては、「ネットワーク系電子出版物」のうち、「電子書籍・電子雑誌」に相当するものを「オンライン資料」と定義し、その制度収集について、審議会での検討を継続した。

電子出版物の制度収集の経緯 ②

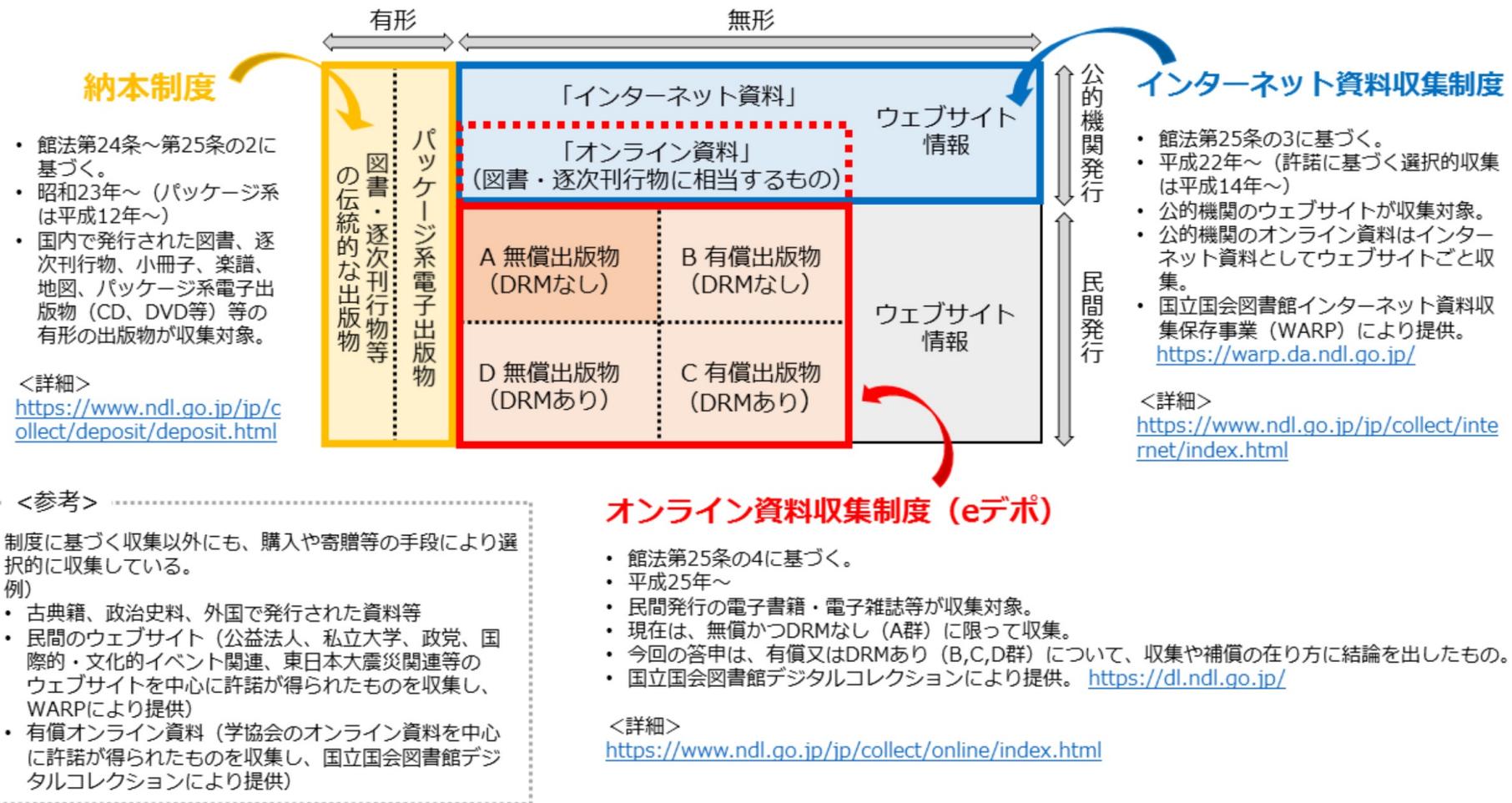
2013年7月 「オンライン資料」のうち、無償で提供され、かつDRM（技術的保護手段）を講じていないものに限定して、制度収集を開始。（館法25条の4改正）（図の赤色のA）

収集方法は、発行者の申出を受けた自動収集、または館に送信・送付する方法を選択。

2023年5月 「オンライン資料」のうち、「納入免除」とされていた、有償頒布またはDRMが講じられているものについて、審議会（及びオンライン資料の補償に関する小委員会）での検討や関係団体（日本電子書籍出版社協会EBPAJ）との実証実験等の検証作業による合意形成を踏まえて、2022年6月館法を改正（附則による免除規定の削除等）、有償等オンライン資料の制度収集（eデポ）開始した。（図の赤色のBCD）

対象除外資料（収集済の紙の図書・雑誌と同一版面である旨の申出があり同館が承認したもの、J-STAGEや機関リポジトリなど長期利用目的で消去されないもの、WARPによりすでに収集されているものなど）がある。

電子出版物の制度収集のイメージ



（出典：国立国会図書館第37回納本制度審議会配布資料令和4年11月25日より引用）
https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/37noushin_shiryo.pdf

ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）①

① 前史

- ・ 2004年「電子図書館中期計画」で、他の類縁機関の情報と合わせて、日本の情報資源をカバーするポータルサイトを計画、2007年にPORTA（デジタルアーカイブポータル）の提供開始、その後、総合目録事業、障害者へのサービス提供機能を追加し、NDLサーチとして公開、運用してきた。
- ・ 2010年長尾館長が総合科学技術会議で分野を超えた知識情報基盤としての「知識インフラ」の必要性を提唱。国レベルのデジタル情報基盤構築（ナショナル・アーカイブ構想）が、その後の知財計画等に盛り込まれる。（学術情報中心か、文化・芸術コンテンツ重視かの違いはある）
- ・ 欧州のEuropeana（2008年～）、米国のDPLA(Digital library of America、2013年～) など、図書館の枠組みを超え、美術館や文書館、芸術団体など、広範囲の機関が参加した「デジタル情報の利活用プラットフォーム」が発展している。

② 「NDLサーチ」から「ジャパンサーチ」へ

- ・ 2015年の知的財産推進計画で、分野横断的統合ポータルの整備が目標に掲げられ、関係府省による連絡会と実務者協議会が設置される。2016年の同計画で、NDLサーチとは別に国の統合ポータルとして「ジャパンサーチ（仮称）」を構築する方向性が固まり、NDLサーチは各分野に置かれる「つなぎ役」の一つとして、図書館分野を担当する統合ポータルとしての棲み分けがなされた。
- ・ 「ジャパンサーチ」は、国のデジタル情報基盤と位置付けられ、知財推進事務局を中心に関係府省と有識者で組織される「デジタルアーカイブジャパン推進委員会」が方針を策定し、国立国会図書館はシステムの開発・運用、連絡調整の実務を担当することとなった。

※ 「つなぎ役」は、Europeanaのアグリゲータ、DPLAのハブに相当する役割で、分野・地域の単位でメタデータの集約・提供を担当する。メタデータの標準化、用語の統制、参加機関の支援などを担う。

ジャパンサーチ（国の分野横断統合ポータル）②

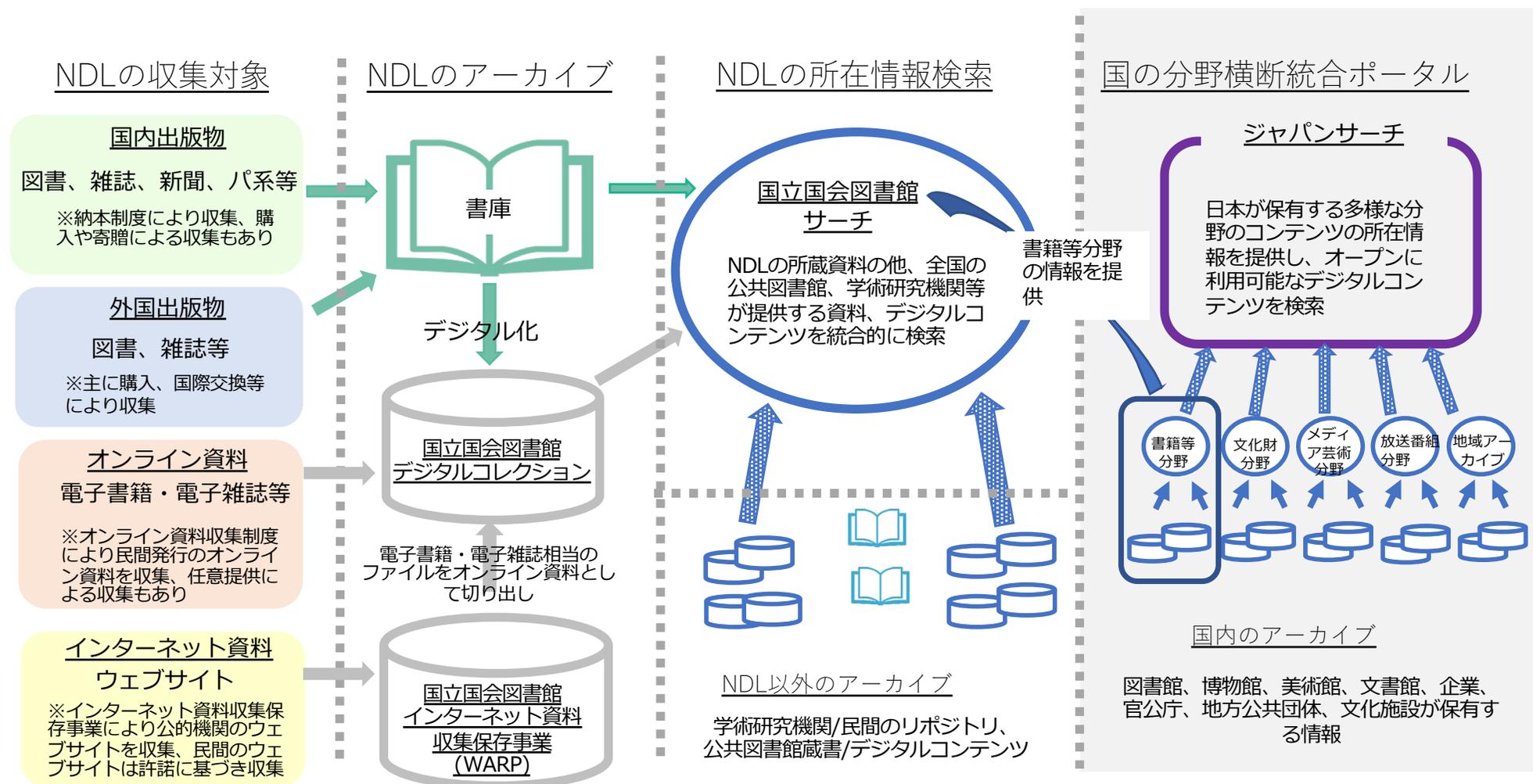
③ 「ジャパンサーチ」の概要

- ・ 2019年2月試験版、2020年8月正式版を公開
- ・ 2024年5月現在、連携機関148、連携データベース241、メタデータ3,001万件
- ・ コンテンツごとに二次利用条件が明記される（CC権利区分等）
- ・ メタデータは、そのままの形式で収録（連携フォーマット）した上で、利活用のため、共通形式に変換し、タイトル、年代、作者、提供者、URL等の分野横断項目に共通項目ラベルを付与、その他の項目は分野ごとに構造を決めて用いる。（利活用フォーマット）
- ・ 知財計画2023では、「分野横断権利情報検索システム」との連携が検討されており、商業利用の活性化を視野に入れた利活用の志向が強まった。

④ 今後の「NDLサーチ」

- ・ ジャパンサーチ連携後のNDLサーチは、図書館分野の統合プラットフォームとして、公共図書館・大学図書館のデジタルアーカイブとの網羅的な連携を目指す。
- ・ 図書館の蔵書目録としては、都道府県域単位の総合目録との連携を基本とする。
- ・ 収集したメタデータををAPI提供するほか、書籍等分野の「つなぎ役」として連携データの一部をジャパンサーチに提供する。
- ・ NDLサーチの搭載メタデータは約1.3億件、連携データベース119（内訳NDL13、学術情報機関5、公共図書館・地方公共団体43、大学図書館21、専門図書館18、博物館3、その他16）

(参考) 現在のNDLのサービスイメージ (全体像)



(出典：令和2年度第3回納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会配布資料参考資料3令和2年11月16日から引用、一部改変) https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/r2_3_syoiinkai_siryoo.pdf

(参考) インターネット提供サービスの変遷

(OPAC・資料利用申込)

2000/3
WebOPAC

2002/3
NDLOPAC

2018/1
NDLオンライン

(総合目録)

1998/1
総合目録NW事業

2004/12
一般公開

2012/1
NDLサーチに統合

2024/1
NDLオンラインとNDLサーチ統合

(デジタルアーカイブポータル)

2007/10
PORTA公開

(障害者用資料検索)

2024/1
障害者用資料検索みなサーチ正式公開

(デジタルコンテンツ利用)

2002/10
近代デジタルライブラリー公開

2012/5
近代デジタルライブラリーを統合

2020/8
ジャパンサーチ正式公開

1999/3
貴重書画像DB公開

2011/4
デジタル化資料公開

2014/1
デジタルコレクションに改名

ここまでで、とりあえずの総括

(ある程度達成されつつあること)

- ① 2000年までの和図書を中心としたデジタル化（全文検索用テキストデータの整備を含む）と利活用拡大
- ② 電子書籍・電子雑誌の保存の枠組み
- ③ 国（自治体）のウェブサイトの保存
- ④ 図書館以外の情報資源を包括したデジタル情報基盤の整備
- ⑤ 視覚障害者用のアクセシブルな情報資源の拡大

(課題が残されており、今後の対応が必要なこと)

- ① 21世紀の出版物の電子的な利用を確保するための方策
- ② 書籍・雑誌以外の電子コンテンツ（音楽、映像など）の保存
- ③ 民間のウェブサイト、ブログ・SNS等の保存
- ④ デジタル情報の長期保存（利用可能性の確保）
- ⑤ デジタル情報基盤の持続可能性（閉鎖アーカイブ、運用コスト）

1. 国立国会図書館の全国サービスの歴史
2. 電子図書館サービスの現状
3. 公共図書館との相互連携の期待

(論点1) デジタル送信拡大の影響

☆ 国立国会図書館のデジタル送信の拡大（①対象範囲が1968年までのものから2000年までに拡大、②図書館送信から個人への直接送信、③全文検索が可能になる）は、公共図書館にどのような影響をもたらすだろうか？

- ・送信範囲が、50年前までのものから20年前までになることで、影響は飛躍的に拡大する。資料の保存に影響する（除籍の圧力が高まる）ことも考えられる。
- ・公共図書館の所蔵資料の保存は、NDLのデジタル送信の有無によって判断すべきではない。それは、以下の理由による。
 - ① 絶版入手困難資料は、復刊やデジタル書籍化により、常に送信対象から外れる可能性がある。（刊行年が新しいほど市場ニーズもある）
 - ② 全文検索により新たな利用ニーズを喚起する可能性があるが、公共図書館では、冊子体の資料で利用したいという要望にできるだけ応える必要がある。電子資料と紙の資料は、メディア利用特性の違いが大きく、「基本的には別物」であり、どちらかだけで十分ということにはならない。（相補的）

(参考) 根本彰「知のメディアとしての書物：アナログ vs. デジタル」情報の科学と技術 73巻10号p.413-422 (2023)

(論点2) 国立国会図書館未収集資料の活用

☆ 国立国会図書館が所蔵していない、入手困難資料について、公共図書館・大学図書館がデジタル化した場合、データを国立国会図書館に提供し、データを保存するとともに図書館・登録利用者への送信サービスに利用する。

- 図書館等がデジタル化した資料が、入手困難資料に該当する場合、これを国立国会図書館に提供し、同館が送信することが可能（平成29年文化審議会著作権分科会報告 p.125）
- 個人送信にかかる国立国会図書館と関係者協議の合意では、国民のアクセスを確保する観点から、積極的に提供することが望ましいとされた。

(要件)

- ①国立国会図書館の所蔵がないこと（収集方針による確認）、②市場入手困難であること、③インターネット公開されていないこと（公開資料はWARP、e-depoの対象）

(実績)

- 東京大学附属図書館 図書 11
- 五所川原市立図書館 新聞 254
- 府中市立図書館 図書 51
- 岡山県立図書館 雑誌 1,796
- 上田市立上田図書館 雑誌 129

(論点3) 地域情報の共有拡大

☆ 地域の情報拠点という公共図書館の性格づけが強調され、地域情報のアーカイブ化が求められている。NDLサーチ、ジャパンサーチといった共有プラットフォームが整備される中で、どのような施策が必要か。

- ・ クラウド型サービスのTRC-ADEACは、公共図書館のデジタルアーカイブ支援に特化し、普及拡大に寄与している。NDLサーチ、ジャパンサーチとの連携もセットされているので有力な選択肢になる。一方で、アーカイブの普及拡大には、多様な選択肢が用意されることも重要で、そのためのノウハウの共有が課題となる。アーカイブの技術研修などのNDLの関与も望まれる。
- ・ 高齢化社会が進行し、人口減少や地域社会の縮小が具現化しつつある状況で、散逸、消滅するおそれがある記録を継承する課題は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題。デジタル化の活用を前提に、地域の情報拠点としての図書館が主体的に行動し、記録の保存や共有活動に取り組んでいる個人・団体、類縁機関との連携、提供の呼びかけなど、地域情報の対象範囲の拡大、収集強化も求められている。

(論点4) 行政情報の統合的な把握

☆ 国立国会図書館では、2010年からインターネット資料収集保存事業を実施（実験事業は2002年から）しており、全国の自治体サイトを年4回定期的に収集しているが、この間、官庁出版物のデジタル化が進行し、紙媒体では出版されないものが多数となっている。従来、市町村の刊行物は納入率が低く、デジタルコンテンツへの切り替えで、いっそう全貌がわかりづらい状況になっている。また、WARPで収集したアーカイブデータから、個別の刊行物に相当するファイル（市報の1号分など）を切り出して、個別にメタデータを付与し、オンライン出版物として格納する作業を実施しているが、（冊子体の納入のないものなど）少数にとどまっている。

- 市立図書館が自治体刊行物の電子版を保存している場合、紙の時代を含めてデジタルアーカイブ化している場合もある。この場合、図書館のサイトはWARPの収集対象となるが、デジタルアーカイブの個々のコンテンツは収集対象外となる。
- サイトに紐づいた個々のファイルは、WARPの全文検索によって把握することはできるが、オンライン出版物として登録されたファイルとは一覧できない。最終的には、AIを活用した切り出しやメタデータ付与の自動化の可能性はあるが、現状では難しい。
- NDLで個々のデータが網羅的に格納されていれば、DOI識別子が付与されるので、二重にアーカイブ化する必要はなくなる。自治体や図書館と連携することで、最小限の負担で、デジタルコンテンツとして、全体を統合的に把握する仕組みが構築できないだろうか。

(参考) 市報の電子版の収集

- 国立国会図書館デジタルコレクション 「電子書籍・電子雑誌」 東京都一市町村 (693件) 「市報むさしむらやま」 309件、「西東京市議会だより」 90件 (WARPから切り出し)

小平市
Kodaira city, Tokyo

サイトマップ 文字サイズ・色合い 音声読み上げ
やさしい日本語 foreign language

くらし・手続き・税 子ども・教育 健康・福祉 文化・スポーツ・市民活動 ごみ・環境 施設案内 市政情報

トップ > 市報こだいら

市報こだいら

検索したい文言を入力してください

印刷する

市報こだいらは、市民の皆さんへ市政の情報などをお届けするため、毎月5日と20日(1月と10月は1日)に発行しています。下記のリンクからPDFファイルなどでご覧になれます。また、市報こだいらは、全世界に戸別配布しているほか、市の施設、市内の各駅・郵便局・JAなどでも配布しています。

市報こだいらの戸別配布は、発行日の2日前から発行日まで配るようになっていますが、発行日を過ぎても届かない場合は、お手数ですがコールセンターへ連絡してください。

市報こだいら戸別配布コールセンター
電話0120-944-900

なお、目の不自由な方には音声広報「声のたより」をお届けしています。

2023年

2023年11月5日号 目次

2023年10月20日号 目次

2023年10月1日号 目次

バックナンバー

2022年

2021年

2020年

2019年

2018年

2017年

2016年

2015年

2014年

2013年

2012年

2011年

2010年

目次

1面

- 小平市LINE公式アカウントの機能がリニューアル

[2023年11月5日号 1面 抜粋記事](#)

[2023年11月5日号 1面 \(PDF 727.1KB\)](#)

2面

- 令和6年4月採用 市職員募集
- 令和6年4月採用 会計年度任用職員(専門職)募集
- 11月9日(木曜)～15日(水曜) 秋の火災予防運動
- 審議会などの日程
- Jアラート全国瞬時警報システムの試験放送
- 災害時の断水に備えましょう
- 感震ブレーカーを配布
- 特殊詐欺被害防止 自動通話録音機を無料で貸し出し
- 親族後見人等連絡会
- 都営住宅 地元割当入居者を募集
- キャッシュカードで市税の口座振替登録ができます

[2023年11月5日号 2面 抜粋記事](#)

[2023年11月5日号 2面 \(PDF 303.6KB\)](#)

3面

- 令和5年度 成人歯科健診
- 受け忘れに注意を 生活習慣病の予防・早期発見に 健康診査の受診を
- 国民健康保険
- 献血にご協力を
- 国民年金
- 認知症家族支援会
- 認知症サポーター養成講座
- 健康づくり講演会
- 公立昭和病院 市民公開講座
- 乳幼児の教室・相談などの日程
- 成人健康教室・相談などの日程
- 休日応急診療・準夜応急診療(内科・小児科)
- 休日歯科応急診療医(診療時間:午前9時～午後5時)

(出典) WARP 小平市 (保存日:2023/11/15)

<https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do>

(参考) 市報の電子版の収集

市報ちょうふ令和6年2月5日号

電子書籍で「市報ちょうふ」を閲覧できます

インターネット上で多摩地域の電子書籍を無料で閲覧できる地域特化型電子書籍ポータルサイト「TAMA ebooks(タマ イブックス)」で市報ちょうふを閲覧できます。
電子書籍は[TAMA ebooks \(外部リンク\)](#)をご覧ください。

2月5日号の掲載内容

お詫びと訂正

4面 審議会等の会議の傍聴「第7回子ども・子育て会議」の記事内に変更がありました。
訂正箇所 日程
(変更前)2月20日(火)午後6時30分～8時30分(予定)
(変更後)3月22日(金)午後6時30分～8時30分(予定)

全面

- [全面 \(PDF: 15.012KB\)](#)
- [全面 \(テキスト: 122KB\)](#)

1面

たまには銭湯で温まりませんか?/手をつなぐ樹/令和6年第1回調布市議会定例会は、2月27日(火曜日)開会の予定です/市報2月5日号の掲載情報は1月26日時点のものです

[1面 \(PDF: 1.572KB\)](#) [1面 \(テキスト: 4KB\)](#)

令和5年度 市報くにたち

更新日：2024年02月02日

市報は、毎月5日号と20日号の月2回発行しており、市内の全世帯・事業所に戸別配布しています。届いていない方は、広報・広聴係までご連絡ください。

令和6年2月5日号(1349号)

今号の主な記事

- 1面：女性の健康週間イベント「女性の健康とホルモンの話」
- 2面：女性の健康週間同時開催イベント/行政インフォメーション/市の相談窓口をご利用ください
- 3面：市・都民税の申告は市役所で
- 4面：4月1日月曜日より、使用料・手数料の一部を変更します/計画等の策定・見直しに関する意見募集/行政インフォメーション
- 5面：くらし/子ども・教育/国立五日制の会が「障害者の生涯学習支援活動」にかかる文部科学大臣表彰を受けました/高齢者/健康・福祉
- 6面：新型コロナウイルスワクチン接種について/緑豊かな谷保の畑で野菜づくりを体験しませんか
- 7面：イベント・催し/講座・講習/その他のお知らせ/地域の情報/みんなの伝言板
- 8面：職員募集(会計年度任用職員等)/北秋田だより



 [市報くにたち1349号令和6年2月5日 \(PDFファイル: 6.6MB\)](#)

(出典) WARP 調布市 (保存日:2024/3/4) 国立市 (保存日:2024/2/5)
<https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do>

(参考) 市報の電子版の収集

検索結果

【検索条件】
(コレクション種別 = すべて) AND (タイトル、編者、公開者(出版者)、起点URL = 立川市) 絞込/再検索

メタデータの検索結果 2件 全文の検索結果 28523638件

◀ ◻ 1 ▶▶ 適合度順 ▼ 降順 ▼ 20 ▼

立川市
立川市 (東京都) コレクション: 市町村
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
[保存日: 2010/08/03 - 2024/02/05] ▲ [保存日のリストを閉じる](#)

- 立川市 [保存日: 2024/02/05] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2023/11/06] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2023/08/07] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2023/05/09] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2023/02/06] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2022/11/06] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2022/08/06] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2022/05/08] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2022/02/06] [館内限定公開]
- 立川市 [保存日: 2021/11/09] [館内限定公開]

▼ [もっと見る](#)

立川市地域文化振興財団
立川市地域文化振興財団 コレクション: 法人・機構
<https://www.tachikawa-chiikibunka.or.jp/>
[保存日: 2015/07/15 - 2023/07/18] ▼ [保存日のリストを開く](#)

絞込/再検索

◀ ◻ 1 ▶▶ 適合度順 ▼ 降順 ▼ 20 ▼

(出典) WARP 立川市

<https://warp.da.ndl.go.jp/search/archivesearch/WE01-Search.do>

(論点5) 書誌情報の利活用

☆ JAPAN/MARCの公共図書館での利用について

- 2024年1月のNDLサーチのリニューアルで、①NDLサーチの検索用APIからの書誌データ取得（検索して必要なデータのみ自館に取り込む）、②NDLサーチのハーベスト用APIからのデータ取得（自館に書誌データのコピーを持つ）、③NDLサーチ、JAPAN/MARCデータ（毎週更新）からのデータダウンロードが可能となった。
- 全国書誌データのタイムラグは、出版物が国立国会図書館に届いてから約1ヶ月後、「新着書誌情報」として作成中のデータは約4日後に提供している。
- JAPAN/MARCは、納本制度に基づき収集した出版物で、市場流通出版物の95%以上は納入され、官庁出版物、自治体出版物も含まれる。
- 国立国会図書館の提供書誌の取込機能を実装している図書館システムは、2024年3月現在52システムある。

※ 以上、国立国会図書館HP「書誌データの利用方法」

(https://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/quickguide/index.html)

- 2022年9月に実施した書誌データに関するアンケート結果では、利用機関は、学校＞専門＞大学＞公共図書館の順で、公共図書館では「利用していない」が半数を占めた。

未来の公共図書館と国立国会図書館の連携①

1. 近未来の公共図書館に予想されること

① 紙と電子のハイブリッド状況が続く

- 図書館の対象とする情報資源が、物理的な出版物と電子的な情報資源に二分される状況は、出版状況を考えても、当分続く。
- 本とデジタル情報は基本的なメディア特性が異なるため、目的によって、両者の選択や組み合わせが重要となる。
- 公共図書館は利用者の幅広いニーズに応えるため、紙の本を蔵書として維持することが引き続き求められる。

国立国会図書館が、デジタルアーカイブとして、過去の出版物の利用可能性を高めることは、さまざまな図書館活動の下支えとなる。

- 全文検索機能による過去の知の掘り起こし
- 目の前の蔵書が過去の膨大な文献とつながることで、「図書館」が豊かな精神世界の窓口であることを具現化する

未来の公共図書館と国立国会図書館の連携 ②

1. 近未来の公共図書館に予想されること

② 地域のデジタル・アーカイブ機能が必須となる

- 地域の図書館はその地域固有の情報資源を保有している。
- これまでの「地域資料」の範囲を超えて、デジタル社会が地域で生み出している「地域の記録」を守備範囲とする要請も高まっている。
- 固有の情報資源を社会的に共有するためには、デジタルアーカイブとして情報資源を蓄積・発信する機能を持つことが不可避となる。
- 地域の情報拠点である公共図書館は、それぞれの地域の情報資源の発信主体として、他の図書館と地域性で役割を分担し、集積したデジタルアーカイブを構成する一員となることが期待される。

国立国会図書館はプラットフォームの運営者ではあるものの、アーカイブを構成する一員でもあり、それぞれの公共図書館とは横並びの関係で、共通の課題に取り組むことが期待される。

未来の公共図書館と国立国会図書館の連携 ③

2. 仮想的な「国の蔵書」

- 国立図書館の基本的役割の一つは、法定権限に基づき「国の蔵書」を構築することにあるが、国立図書館もデジタルアーカイブを構成する一員として、仮想的な「国の蔵書」が形成される時代を迎えている。
- 仮想的な「国の蔵書」は、物理的に国立図書館が集積した出版物を超えて、構成員全体の集積物で成立する。「法定権限」に依拠する方法では限界がある。
- それぞれの地域の情報は、地域の状況に通じた公共図書館が主体的に担うことが、デジタルアーカイブのような仮想的空間では、合理的で効率的な方法と考えられる。
- 公共図書館は、地域情報の責任主体として、仮想的な「国の蔵書」の構築では、国立図書館と横並びの立場で連携する状況が生まれる。

デジタルアーカイブは、書誌情報（メタデータ）レベルの集合にとどまらず、実体のあるデジタルオブジェクトの仮想的集合体である。この点で、総合目録のような協力事業とは「次元」の違う、連携関係が必要となる。

デジタルアーカイブを通じた相互依存関係

(国立国会図書館)

国立国会図書館でしかできないこと



それぞれの地域でしかできないこと

(公共図書館)

連携して共通の課題に取り組む

「アメリカの議会図書館（Library of Congress）は、一言でいえば、その実践的發展を通して、National Libraryを実現し得ているということができよう。そして、その実践の内容は、権限ではなくて、主として技術に、裏づけられた機能にあると認められる。この点において同図書館に学ぶべき点が多い。」

「私の信ずる所によれば、図書館の世界において、孤立（Abgeschlossenheit）ほど、避けなければならないものはない。そして、各図書館間の連絡・協力は決して一方から他方へ対して、いやしくも、押しつけがましい Paternal なものであってはならない。それは、あくまでも対等の立場に立つ give and take の相互補充的な関係のものでなければならない。そうでなければ、円満な連絡・協力の関係は、永続的な基礎を失うであろう。」

岡部史郎「国立国会図書館の発展の方向」びぶろす 10巻7号p.3-5（1959）

ご清聴ありがとうございました。